

# ハツ場ダム住民訴訟とは何か

弁護士 大川 隆司

## 1. 神奈川の悲劇」に学ぶこと

宮ヶ瀬ダムは要らなかった

71年度調査開始 00年12月竣工

有効貯水容量 183,000千?

(群馬の矢木沢ダム、東京の小河内ダムと同規模)

開発水量 15.05? / s (= 130万? / d)

既存の保有水源 (相模湖、津久井湖、丹沢湖) トータル 454万? / d

実績給水量 (2003年度 1日平均) 310? / d

直轄工事なのに、費用の大半は地元自治体が負担

工事費 3,993億円のうち、2,695億円 (67.5%)

その上、取水施設 (相模大堰) の新設など 関連工事費、用地補償費の大部分も  
地元自治体が負担

宮ヶ瀬ダム供用開始 (01年度) 後は、水道事業者を受水費支払い義務が発生

横浜市だけで 年間200億円 ( 01年度から水道料金10%アップ)

神奈川県企業局は年間 60億円 ( 06年度から12.3%アップ)

## 2. 神奈川県民のチャレンジ

ダム工事自体に対する「地元負担金の支出差止め」に思い到らなかった  
(ハツ場ダム住民訴訟は、それを追及する)

関連工事である取水施設 (相模大堰) に対する公金の支出差止め  
(+ 知事の損害賠償) を住民訴訟で追及

横浜地裁判決 01.2.28 (請求棄却) (判例地方自治」255号54頁)

東京高裁判決 03.3.20 (控訴棄却)

最高裁決定 03.7.11 (上告棄却)

## 3. 相模大堰訴訟が獲得したもの

事業の推進主体が当該自治体ではなくても住民訴訟は成立する

事業計画に著しい不合理性があれば、財政支出は違法となる

地方財政法4条1項(地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない)という規定)に照らし、裁量の限界を超えた公金の支出は違法となる。

事業の必要性は当不当の問題にすぎないという被告の主張は失当。

水需要の予測値と実績値が「相当に乖離」した場合には、事業主体は計画を再検討する義務がある(整合性は、当初事業計画策定時に足りる、というものではない)

- という判断を獲得した。

#### 4.相模大堰 横浜地裁判決の意義

(1)「この判断を敷衍すれば、長期的な需要予測等に基づいて、計画的に行う公共事業について、適切な分析に基づいて計画を策定しなかった場合、あるいは計画実施後検証を繰り返して適切に事業計画の見直しをせず、漫然と当初計画どおりに事業を進めてきた場合には、事業費支出が違法とされる可能性が高いこととなります。」

(判例地方自治259号掲載の伴義聖弁護士の論文より)

(2)地方財政法4条1項が公共事業の必要性という政策判断の当否をチェックする裁判規範として機能しているなどという(原告の)主張は、全く的外れである。」

(前橋、水戸、千葉、各地裁に伴弁護士から提出された準備書面より)

#### 5. 私たちの立場

私たちは、伴弁護士の上記(1)の見解を支持し、「可能性」を「現実性」に変えるために、6つの住民訴訟をすすめる。